

労働者派遣法に基づく情報公開

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第 23 条第 5 項の規定により、下記事業所における情報を提供いたします。

対象期間	令和4年1月1日～令和5年12月31日
事業所名	株式会社アドリンクス
所在地	東京都豊島区南大塚3-50-1 ウインド大塚ビル3F
派遣労働者数	5名
派遣先会社数	5社
①派遣料金の平均額	¥34,189
②派遣労働者の沈金の平均額	¥19,996
マージン率	41.51%

待遇決定方式

労使協定

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	派遣先でのIT業務に従事する労働者
労使協定の有効期間	令和4年1月1日～令和5年12月31日
36協定	令和4年3月1日～令和5年2月28日 令和5年3月1日～令和6年2月29日

マージン率の計算

$$\text{マージン率} = \frac{\text{①派遣料金の平均額} - \text{②派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{①派遣料金の平均額}}$$

※マージンには、社会保険料、福利厚生費、採用費、教育費、その他諸経費等が含まれます。

派遣社員のキャリア形成支援制度に関する事項

セキュリティ研修、ビジネスマナー研修、IT研修、マネジメント研修